

スチューデントサポーターボランティア活動証明書交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が実施するスチューデントサポーターボランティアに参加したもののうち、ボランティア活動証明書の発行を希望する者（以下、「希望者」という。）に対して、証明書を交付するための手続等を定めるものである。

(ボランティア活動証明書の申請)

第2条 希望者は、ボランティア活動終了後に、ボランティア活動証明書交付申請書（様式第1号）により、埼玉県電子申請システム（電子メール）にて教育長に申請するものとする。

2 前項の申請はボランティア活動終了後1年以内に行わなければならない。

(証明書の交付)

第3条 教育長は申請内容と活動内容が一致する場合は、ボランティア活動証明書（様式第2号）により、概ね2週間以内に証明書を交付する。

2 前項の証明書は、埼玉県電子申請システム（電子メール）により希望者に交付することとする。

3 教育長は、必要があると認める場合は、第1項の規定に関わらず、希望者が希望する様式で証明書を発行することができる。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、交付に際して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は令和8年4月1日から施行する。